

2016年7月5日

明治学院大学同窓会役員改選の公示

明治学院大学同窓会
役員選考委員会
委員長 橋本 一

明治学院大学同窓会の第4期役員は、2017年3月31日をもって任期を満了いたします。ついでに、明治学院大学同窓会役員選考規程第12条にもとづき新役員選考に関する公示を下記のとおり行います。

1. 公募する役職名並びに員数

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 2名
- (3) 運営委員 17名以内（副会長は運営委員の中から会長が指名する）

2. 候補者の要件

- (1) 明治学院大学同窓会の会員であること。
- (2) 大学同窓会の事業並びに活動に積極的かつ協調的に参画が得られる者。
- (3) 大学同窓会役員を1期務め、本人が来期も継続する意思を表明し、かつ運営委員会で必要と認められた者は、優先的に役員を継続することができる。但し、大学同窓会役員を2期継続して務めた者の再任はできない。

3. 募集方法及び受付期限

- (1) 大学同窓会サイトから公募用紙をダウンロードして必要条件を記入し、大学同窓会事務局に提出する。提出方法は、郵送、FAX、メール、持参、いずれも可とする。
- (2) 立候補の場合は、大学同窓会員2名以上の承認を得ること。
- (3) 受付期限は、2016年9月30日（金）とする。（必着）なお、定員に満たないときは、受付期限を延長することもある。
- (4) 提出先 〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37 明治学院大学同窓会事務局
FAX. 03（3441）0970
E-Mail： daigaku-dosokai@meijigakuin-dosokai.jp

4. 審査方法

- (1) 明治学院大学同窓会役員選考委員会において厳正なる書類審査を行い、明治学院大学同窓会役員で構成する運営委員会に候補者を推薦する。なお、会長候補者が多数の場合、役員選考委員会において立候補者のヒアリングを行うことがある。最終的には、12月第1火曜日に開催される運営委員会での承認をもって新役員を決定する。